

平成十九年九月十八日受領
答 弁 第 三 号

内閣衆質一六八第三号

平成十九年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員郡和子君提出旧陸軍軍医学校の人体標本等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員郡和子君提出旧陸軍軍医学校の人体標本等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の人骨については、人体の一部であり尊厳を持つて取り扱う必要があることから、国立感染症研究所の敷地内にその保管のための特別の施設を建設し、年に一度の献花や拝礼を実施するなど弔意を示しながら保管しているところである。

二について

お尋ねの「新たな調査の手がかり」については、現在までのところ、人骨の由来の解明に資するようなものは得られていない。

三について

御指摘の面談については、平成十八年六月五日の衆議院決算行政監視委員会第三分科会において、川崎厚生労働大臣（当時）から証言者の紹介の依頼があつたことを踏まえ、同年六月二十三日に実施されたものであると認識している。

当該面談においては、石井十世元看護師から、①平成元年に現在の厚生労働省戸山研究庁舎の敷地内か

ら発掘された人骨が、発掘場所に埋められるところを見ていた、②現在の国立国際医療センター戸山五号宿舎（以下「戸山五号宿舎」という。）が所在する場所の近辺に人骨が埋められたと聞いており、当該場所を特定することができる、③現在の財務省所管の若松住宅が所在する場所に人骨を埋める作業を手伝ったとの話があったものと認識している。

四、五及び七について

御指摘の意見書において、国に対し防疫研究室跡地の早期の発掘調査の実施が求められているが、厚生労働省としては、同跡地にある戸山五号宿舎は、現在国立国際医療センターの職員の宿舎として使用されていることから、代替の宿舎を確保するなどにより調査が可能となった時点において、御指摘の調査について対応することとしている。

また、財務省としては、現在、若松住宅について、具体的な処理方針を検討中であり、今後、その廃止が決定された場合には、一般の公務員宿舎の廃止手続と同様、被貸与者に対する二、三年程度の退去要請期間が経過しすべての被貸与者が退去した後に、当該宿舎の用途が廃止されることとなるが、その際に何らかの調査を行うことを検討する必要があると考えている。

六について

お尋ねについては、国立国際医療センターの独立行政法人化後においても戸山五号宿舍の調査が行われるよう同センターと必要な調整を行ってまいりたい。

八について

お尋ねの移管の経緯については、確認していない。

九及び十について

御指摘の保管換え及び寄附については、「創立三十周年記念誌」及び「大東亜戦争陸軍衛生史・巻6」において記載されていることは承知しているが、その事実及び目録の有無については、いずれも確認していない。

十一について

陸上自衛隊衛生学校の彰古館においては、旧陸軍等に係る医療に関する史料を収集し、その一部については、目録を備えているところである。また、当該一部の史料及びその目録については、一般にも公開しているところである。